定の適用がある場合　同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ハ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第11項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第11項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ホ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第12項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ヘ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第12項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

⑻　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第６項第２号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

⑼　その退職手当等が法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第41条の２の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

⑽　その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の７第１項及び第328条の７第１項に規定する退職所得申告書に、法第50条の７第１項第１号及び第328条の７第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る⑷及び⑸に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

⑾　「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

⑿　「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を１文字空けて記載すること。